

政令第二百四十二号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号の五を第四号の六とし、第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五 三—アミノメチル—三・五・五—トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）

及びこれを含む製剤

第二条第一項中第十八号の三を第十八号の四とし、第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含む製剤

第二条第一項第三十二号中(156)を(163)とし、(128)から(155)までを(135)から(162)までとし、(127)を(133)とし、その次に次のように加える。

(134) 四—「トランス—四—「二—（トランス—四—プロピルシクロヘキシル）エチル」シクロヘキシル

「ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(126)を(132)とし、(113)から(125)までを(119)から(131)までとし、(112)を(117)とし、その次に次のように加える。

(118) 四―「トランス―四―「二―(トランス―四―ブチルシクロヘキシル)エチル」シクロヘキシル」

ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(111)を(116)とし、(74)から(110)までを(79)から(115)までとし、(73)を(77)とし、その次に次のように加える。

(78) 二―シアノー―N―メチル―二―「三―(二・四・六―トリオキソテトラヒドロピリミジン―五(二

H)―イリデン)―二・三―ジヒドロ―H―イソインドール―イリデン」アセトアミド(別名
ピグメントイエロー―一八五)及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(72)を(76)とし、(71)を(75)とし、(70)を(74)とし、(69)を(72)とし、その次に次のように加える。

(73) 四―シアノー―三―フルオロフェニル―四―「(三E)―ペンタ―三―エン―イル」ベンゾア

ト及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(68)を(71)とし、(39)から(67)までを(42)から(70)までとし、(38)を(40)とし、その次に次のように加える。

(41) N—「(RS)—シアノ(チオフエン—ニ—イル)メチル」—四—エチル—ニ—(エチルアミノ)

—一・三—チアゾール—五—カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(37)を(39)とし、(2)から(36)までを(4)から(38)までとし、(1)を(2)とし、その次に次のように加える。

(3) アセトニトリル四〇%以下を含有する製剤

第二条第一項第三十二号に(1)として次のように加える。

(1) 四—「六—(アクリロイルオキシ)ヘキシルオキシ」—四—シアノピフェニル及びこれを含有する

製剤

第二条第一項第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三 —一・三—ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第四号の五、第十八号の三及び第四十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十三年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十三年三月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。